

令和6年 第12回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和6年12月24日（火）午前10時00分から午前10時30分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、吉田委員、宮田委員
欠席委員
菅原委員
出席事務局
鈴木管理課長、土屋管理課長補佐、武田指導室長、藤森社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 6年12月24日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第32号	弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の制定について

会議内容

【開 会】

鈴木課長 : 定刻となりましたので、ただ今より、令和6年最後の日となります12回目の定例教育委員会を開会いたします。

開会にあたり、岩原教育長よりごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。

12月でお忙しいところご出席いただき、大変ありがとうございます。

先程ありましたように、今年最後の定例教育委員会となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、菅原委員から欠席する旨の連絡がありましたので、よろしくお願ひいたします。

それではただ今から、令和6年第12回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員にお願いしたいと思ひます。

前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、金井委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思ひます。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思ひますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思ひます。

【行政報告件名】

- 11月26日(火) 第11回定例教育委員会
令和6年度弟子屈町総合教育会議
管内教育支援面接判定会議
弟子屈高校コムスクワーキンググループ
仁多獅子舞全体練習
- 11月27日(水) 教育委員会連絡会議
美留和小学校学校運営協議会会議
地域巡回スポーツ教室
川湯地区学校運営協議会会議
- 11月28日(木) 就学児健康診断

- 地域巡回スポーツ教室（弟子屈小学校）
- 11月29日（金） 議会運営委員会
校長会視察研修
課長会議
- 11月30日（土） アイヌ民族資料館営業終了
- 12月2日（月） 当初予算要求打合せ（管理課・給食センター）
一般質問答弁書打合せ
- 12月3日（火） 辞令交付
当初予算要求打合せ（社会教育課関係課）
部活動地域移行検討協議会
- 12月4日（水） 事務打合せ
- 12月5日（木） 管内教育支援委員会追加検査
第9回連携校長会議
- 12月6日（金） 道徳シンポジウム
- 12月8日（日） 川上シンフォニアプレゼンツ「師走コンサート」
- 12月9日（月） 生きがい講座川湯学級「音楽に触れて楽しもう」
川湯中学校地域参観日
表敬訪問
・第15回西日本選抜女子学童野球岡山大会
- 12月10日（火） 事務打合せ
- 12月11日（水） 議会全員協議会
アイヌ文化体験学習
第4回定例町議会（～12日まで）
思春期保健講座（弟子屈小学校）
- 12月13日（金） 総合的な学習の時間「最終発表」
てしかがの星空楽しみ方講座第10回～流星群を楽しもう～
- 12月16日（月） 先住民交流に係る視察（台湾・台北⇒高雄）
生きがい講座弟子屈学級「音楽に触れて楽しもう」
小中高連携会議
- 12月17日（火） 先住民交流に係る視察（台湾・霧台郷）
連携教頭会議
弟子屈町交通安全大会
- 12月18日（水） 先住民交流に係る視察（台湾・文化圏区）
ふるさと陶芸体験学習（弟子屈中学校）
- 12月19日（木） 先住民交流に係る視察（台湾・台北）
- 12月20日（金） 姉妹都市中学生交流事前説明会
- 12月23日（月） 事務打合せ
指導監訪問
- 12月24日（火） 第12回定例教育委員会

教育委員コラム 1件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

姉妹都市中学生交流で吉田委員のお子さんは、訪問を楽しみにしておられますか？

吉田委員：ホームステイ先がわかったので、本人が調べたところ、農園を経営されている方のように、ホームページを開いて、いろいろと日置市等について調べているみたいです。

訪問先の息子さんも陸上をしているようで、インターネット等で写真が掲載されていたようです。

いろいろと楽しみにしている様子がわかります。

岩原教育長：吉田委員の娘さんも訪問されていましたよね。

吉田委員：はい。

こちらと全く環境が違うので、訪問して帰ってきてからの感性というのでしょうか、地域性の違いなど、娘は訪問させて良かったと実感しました。

息子も行きたいということで、是非いった方がいいと思ってました。

岩原教育長：宮田委員のお子さんも訪問していましたね？

宮田委員：はい。

去年私も、訪問いたしました。

岩原教育長：とてもいいことですね。

それでは、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、議案第32号「弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の制定について」を議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第32号について、提案理由をご説明させていただきます。

効果的で質の高い教育活動を持続的に行えるよう、教職員が心身ともに健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができる環境の整備、いわゆる働き方改革に取り組んでいるところです。

多様で、かつ柔軟な働き方は、教職員の通勤時間の負担軽減やワークライフバランスの向上のみならず、校務効率の向上と働き方改革の推進に資することが期待できることから、長期休業期間中に在宅勤務することができるように、新たに在宅勤務実施要綱を制定し、提案させていただくものであります。

それでは、議案書の、議案第32号のページをお開き願います。

議案第32号 弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

第1条に、この要綱の（趣旨）を定め、第2条以降は定義や実施期間、実施内

容等について項目を定めております。

第3条の実施期間については、道立学校職員と同様に連続5日までとしておりますが、弟子屈町においては、ただし書きのように一つの長期休業期間における在宅勤務の総日数は10日を上限としております。

なお、この10日の日数については、釧路管内の町村で申し合わせしております。

業務の実施報告及び業務の確認については、第12条の電話又はメール等により校長に報告し、文書の持ち出し及び端末の持ち帰りについては、第16条、第17条に定められているように、申請書を提出し、校長の許可を得ることとなっております。

少し戻りますが、第6条第1項第3号の「在宅勤務で実施することができる業務であること。」（個人情報を含む業務を除く。）であります。

ここでは具体的に定められていませんが、

参考資料の2ページ目、「弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の運用について」をご覧ください。

下段の第6条関係の1「在宅勤務で実施することができる業務」を具体的に明記しております。

教材研究や校務分掌に関する業務、勤務校の児童・生徒に向けたオンラインによる授業や学習支援等に係る業務、その他校長が認めた業務としております。

これとあわせて、参考資料1ページ目の、「弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の概要」、5ページ目の、「弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱」と「道立学校職員の在宅勤務実施要領」の対比表を各小中学校長に通知し、周知、運用することとします。

道立学校職員の在宅勤務については、令和6年7月4日から施行しており、職員が個人情報を含む文書や電子データを学校外に持ち出す場合は、必ず校長の許可を得るとともに、持ち出した情報の紛失や盗難、破損、漏えい等に十分注意し、適切に管理・運用するようとなっております。

弟子屈町における在宅勤務の実施につきましては、12月24日施行し、今年度の冬季休業から実施できるよう現在進めているところです。

以上、簡単ではございますが、議案第32号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありました。

道立学校は今年の夏休みから要綱を制定し、運用されております。市町村もそれにならって実施するようにとありました。管内では、釧路市が夏休みから実施されており、釧路市を除く管内については、いろいろ検討して冬休みからという申し合わせをしながら同じような内容の要綱を今回、それぞれの町村で制定しております。

釧路市では、夏休み期間中に在宅勤務を実施している教員は、ほとんどおらず、長期休業期間中は年休を消化しているという話を聞いております。弟子屈町においても、実際どれくらいの教員が利用するのかわかりませんが、制度として

きちんと定めるということで、事前に校長会等においても検討していただいて、これでいいとの回答は得られておりますので、今回正式に要綱を議案として挙げさせて頂いたということでもあります。

何か意見等がありましたらよろしくをお願いします。

金井委員 : 在宅勤務する場合、学校で使用しているパソコンを持ち出すことになるのでしょうか？

土屋補佐 : はい、そうです。校務系端末と学習系端末（指導者用端末）が該当となります。

金井委員 : どのぐらいの機密度なのでしょうか？

土屋補佐 : 校務系端末にはセキュリティがかかっておりますが、基本的には端末を持って帰ることにします。インターネット等に接続せず、ただ持ち帰るだけです。

金井委員 : インターネットには接続できないのですか？

土屋補佐 : はい。インターネットに接続しない条件で使用することが可能としております。学習系端末（指導者用端末）については、インターネットに接続してもよい条件で、持ち出しすることにしております。

金井委員 : 会議とかする場合は？

土屋補佐 : 学習系端末（指導者用端末）については、使用可能となりますが、校務系端末については、使用できないこととなります。

金井委員 : データはクラウド上にあるのですか？

土屋補佐 : 校務系端末については、接続できないので、基本的にパソコンとして使用するのみになります。

岩原教育長 : 文書を作成したりするためだけに持ち出しすることにしてあります。

金井委員 : いくら校長が指導しても、本人が誤ってしまうこと、例えばメール誤送信とかもありますし、相当気を付けなければならないことで、それを周知・徹底しないとだめだと考えております。

端末だけであれば、少ないのかと思いますが。

岩原教育長 : 在宅勤務については、帰省のため道外などでも仕事ができるといういい点もあります。町内にいる場合は、学校で勤務の方が効率のいい面もあります。在宅勤務をすると、実績等の報告も必要となりますから。

実際に運用してみて、次回の教育委員会で、どれぐらいの利用があったのか、報告したいと思っております。

岩原教育長 : ほかにありませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第32号「弟子屈町立学校職員の在宅勤務実施要綱の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長 : これで、本日本日予定していた議案等は全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などがありましたらお願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

各委員：特にありません。

岩原教育長：事務局からお願いします。

鈴木課長：事務局から2点ほど連絡いたします。まず、1点目は、お手元にあります「令和6年 第4回弟子屈町議会定例会一般質問」の資料をお配りしております。こちらにつきましては、先程教育長がお話しました通り、12月11日、12日に開催されました定例議会におきまして、川上議員より「弟子屈高校・道外入学生（地域みらい留学）の受け入れ環境について」、また、武山議員より「重要資料・美術芸術作品寄贈の対応について」の一般質問がありましたものとなっております。

資料につきましては、後ほどお目通しいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

引き続きまして、1月の主な行事予定を見ていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧ください。

1月の予定としましては、6日仕事ははじめとなっております。12月28日から1月5日までが、年末年始休暇となっております。

8日から11日まで姉妹都市中学生交流事業となっており、生徒8名、引率4名の計12名が派遣団として日置市に行く予定となっております。

11、12日はスケート教室が、町営リンクで実施され、同じく12日に「第4回 二十歳のつどい」が開催されますので、よろしくお願いたします。

14日は、釧路にて、管内教育委員研修会を開催、15日は、町内小中学校の3学期始業となります。12月26日から冬休みとなっており、今年から夏休みを30日、冬休みを20日間としております。

16日は、校長会議、21日は、教頭会議、22日は、臨時議会が開催される予定で、人事院勧告による給与等の見直しとなります。

28日は、定例教育委員会となっておりますので、スケジュールの方よろしくお願いたします。

31日は、管内の町長、教育長が参加する「釧路圏域高校の在り方検討会議」が行われる予定となっております。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会会議日程につきまして、確認します。

1月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で1月28日（火）ということでご案内しておりましたが、都合の方はよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：その次の、令和7年第2回定例教育委員会につきましては、今のところ2月26日（水）を予定しております。

来月に再度確認したいと思いますが、日程を予定しておいてください。

よろしいでしょうか。

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和6年第12回定例教育委員

会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委 員 吉田 一徳